

法人税実務事例検討

子会社の役員等との飲食に係る交際費等の取扱い

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
ディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

内国法人が子会社の役員等と懇親を図る目的で飲食等の提供をした場合、それらの費用は交際費等に該当することとなるが、「1人当たり5,000円以下の飲食費」に該当する場合には、一定の書類を保存することを要件にそれらの費用を交際費等の金額から除外することができる。

事 例

当社は電子部品の製造業を営む〇月決算法人であり、昨今の経済状況の不振を打破するために、全国の支社の販売担当者を本社に集めて事業戦略会議を開催する予定です。

この事業戦略会議には当社の販売担当者だけでなく、当社の子会社で当社製品の卸売を行っている販売子会社の担当者も含めて開催する予定です。

そして、この事業戦略会議の後に、会議参加者の情報交換会を兼ねた夕食会（酒類の提供を含む。）の開催を予定しております。

この夕食会も事業戦略会議と同様に本社会議室で行うため、近所のレストランからのケータリングサービスにより飲食物を当社の本社会議室に出前してもらうことにより行うことを予定しております。

この夕食会の費用は1人当たり5,000円程度が見込まれており、当社では社内規定として3,000円までは会議費として経理処理し、それ以上の場合は交際費等として経理処理することとしておりますので、夕食会の費用は交際費等として処理すべきものと思われます。

しかしながら、夕食会に参加するのは、当社の販売担当者と、販売子会社の担当者（役員及び従業員）であることから、この夕食会の参加者は当社グループの役員及び従業員のみとなり、会議に付随して提供される夕食でもあり、社内会議費として交際費等以外の科目として経理処理することができるのではないかと考えております。

I 本事例における法令等からの検討**1 交際費等の範囲**

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、次の費用のいずれかに該当するものを除くとされています（措法 61 条の 4 ③、措令 37 の 5）。

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- (2) 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用は除く。）であって、その支出した金額を参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下の費用（以下「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」という。）
- (3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (4) 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- (5) 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のために通常要する費用

2 交際費等の範囲から除外する一定の飲食費

上記 1 (2) の交際費等の範囲から除くものとされている、「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」については、飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」という。）のために要する費用について次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされます（措法 61 の 4 ④、措規 21 の 18 の 4）。

- イ その飲食等のあった年月日
 - ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
 - ハ その飲食等に参加した者の数
 - ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (注) 店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ホ その他参考となるべき事項

また、1 人当たり 5,000 円以下の判定に当たっては、単純に飲食等に要した費用を参加者数で除した金額で行うこととされています。

なお、消費税の取扱いについては、法人が適用する消費税の経理処理に応じて行うこととされており、税抜処理を適用している場合は、税抜金額を参加人数で除した金額で判定することとしています（平成 18 年 5 月国税庁『交際費等（飲食費）に関する Q&A』Q 11）。

3 交際費等に該当しない費用

上記 1(4)の「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」が交際費等から除外される費用とされており、租税特別措置法関係通達 61 の 4(1)―21《会議に関連して通常要する費用の例示》において、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当する旨定められています。

したがって、飲食費のうち、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用であれば、交際費等ではなく会議費として損金処理が認められますので、例えば会議の途中で提供される通常供与される程度の昼食がこれに該当し、会議の終了後に席を代えて行う懇親会の費用については会議費には該当せず、交際費等に該当することになると考えられます。

なお、上記 1(2)の「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」の規定は、あくまで社外の得意先等との交際費等に係るものであって、従来から交際費等に該当しないこととされている会議費等については、たとえ 1 人当たりの飲食費が 5,000 円超のものであっても、その費用が通常要する費用と認められるものである限りにおいて、交際費等には該当しないものとされています（『交際費等（飲食費）に関する Q&A』Q 12）。

4 専ら従業員等のための飲食費

接待の相手先である得意先等が子会社の役員又は従業員であっても、相手先としては社外の者となることから、その者との飲食等に係る飲食費が社内飲食費に該当することはありません。

また、接待する相手先である得意先等が 1 人であっても、その飲食等のために自社の従業員等が相当数参加する必要があるのであれば、社内飲食費に該当することはありませんが、専ら社内飲食費となるものに得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められる場合には、社内飲食費に該当することがあります（『交際費等（飲食費）に関する Q&A』Q 5、Q 6）。

II 国税不服審判所裁決の検討

国税不服審判所において、〇〇教室業等を営む請求人が、卒業式で供した昼食等の費用について交際費等に該当しないと判断した裁決がありますので、参考までにその概要を解説します（裁決事例集 No.75、401 頁）。

この中で国税不服審判所は、『交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、事業関係者等に対する接待等のために支出するものをいう旨規定しており、当該支出が交際費等に該当するかどうかについては、①支出の相手方が事業関係者等であり、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためであるとともに、③支出の原因となる行為の形態が、接待等であることの三要件に該当することが必要である。』と平成 15 年 9 月 9 日東京高等裁判所の判決を引用して判断し

ております。

そして、『卒業式が、①所定の授業課程を修了した者が、請求人における講師の資格を取得して今後受講生を指導する立場になることについての区切りの行事として、免許状授与式を中心に行われること、②規模の拡大等に伴いホテルを会場とするに至ったこと、③請求人の教室が全国に存在し、遠距離から出席する者もいることを考慮して開始時間及び終了時間が設定されていることに併せて、卒業式が長時間に及ぶため、昼食時間帯をまたがって行われること、及び④供与される食事は、社会通念上供与されると認められる通常の昼食の範囲内にあり、酒類は、儀礼的な乾杯のためのみに供与されていること等の事情を総合的に判断すると、免許状を卒業生に授与することを目的とした区切りの行事であり、卒業式の中間に出席者に昼食等を供与する行為は、卒業式の式次第を構成する一要素にすぎないとして、卒業式に昼食等を供与する目的は、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあるとは認められない。』として、交際費等に該当しないと判断しています。

なお、この卒業式においてホテルで供与された料理の単価は3,300円から5,000円程度ですが、これらの昼食は社会通念上供与されると認められる通常の昼食であるとしています。

III 本事例における取扱いの検討

貴社の電子部品の販売担当者及び貴社製品の販売を行う販売子会社の担当者が事業戦略会議を行うことは、事業遂行上必要なもので

あり、その会議に参加することは業務であると考えられます。

そして、その事業戦略会議後の夕食会（以下「本件夕食会」という。）は、①貴社の販売担当者だけでなく、別会社である販売子会社の担当者も参加するものであり、販売子会社の担当者は貴社の事業関係者に該当すること、②夕食と共に酒類を提供することは、本件夕食会に参加した者の懇親を深め、親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることを目的とするものと考えられること、③支出の原因となる行為の形態が、接待等であると考えられることからすると、本件夕食会の費用は交際費等に含まれると判断することが相当です。

ところで、事業関係者等との飲食に係る費用が1人当たり5,000円以下である場合には、その一定の飲食は交際費等の額から控除することとされていますので、事業戦略会議後の本件夕食会の費用が1人当たり5,000円以下である場合には、交際費等の金額から控除することができます。

その場合の5,000円以下の判定は、本件夕食会の費用を貴社の参加者人数と販売子会社の参加者人数の合計人数で除した金額が5,000円以下となるかどうかにより判定することになります。

ただし、本件夕食会の費用が1人当たり5,000円を超える場合には、5,000円を超える部分だけが交際費等に該当するのではなく、本件夕食会の費用のすべてが交際費等に該当することとなります。

本件夕食会の参加者が貴社の販売担当者及び販売子会社の担当者であることから、接待の相手先である得意先等が貴社のグループ法人の役員及び従業員であっても適用されるの

かという考えもありますが、今回の事業戦略会議の開催に付随して行われる夕食会であり、本件夕食会の参加者は事業戦略会議の出席者であることから、専ら社内飲食費となるものに得意先等の役員及び従業員を形式的に参加させたものではありませんので、「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」に該当し、かつ、上記 I 2 に掲げる事項を記載した書類を保存している場合には、交際費等から除外することになります。

したがって、本件夕食会の費用は交際費等

として処理することになりますが、その費用が 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費に該当し、かつ、上記 I 2 に掲げる事項を記載した書類を保存している場合には、交際費等の額から控除することになります。

具体的な確定申告書の作成においては、別表十五の「交際費等の損金算入に関する明細書」において、交際費等の額から控除される費用の額の欄に本件夕食会の費用の額を記載し、交際費等の額から控除することになります。

【別表 15】

交際費等の損金算入に関する明細書		事業 年度	○・○・○ ○・○・○	法人名	○○社
支 出 交 際 費 等 の 額 の 明 細					
科 目	支 出 額	交 際 費 等 の 額 から 控 除 さ れ る 費 用 の 額		差 引 交 際 費 等 の 額	
	5	6		7	
交 際 費	円 ○○○	円 ×××		円 △△△	

【執筆者紹介】

石田 昌朗 (いしだ まさあき)

東京国税局調査部において大規模法人調査、審理事務等に従事。財務省主税局においてデリバティブ取引等の時価評価、組織再編税制及び連結納税制度の企画、立案に従事。東京国税不服審判所の審査官(国際課税担当)を経て平成 19 年 7 月退官。

現在、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 ビジネスタックスサービス部ジャパンナショナルタックスグループのディレクターとして、法令解釈の検討、課税リスクの管理及び税務対策等の幅広い税務助言サービスに従事。